

千年の草原の継承と創造的活用総合特区 [指定：平成25年9月、認定：平成26年11月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.3 + 3.4) / 2 = 3.9$

3.9

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	①草原面積、②野焼き再開牧野数	150%	5
2	①観光入り込み総数、②阿蘇地域の宿泊者数《定性的評価》	-	-
3	あか牛肉料理認定店数	103%	5
4	草原体験利用者数《定性的評価》	-	-
5	草原再生募金額	60%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.3$

4.3

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.4

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.0 + 3.7 + 3.0) / 3 = 3.2$

3.2

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置(事項)

・第三種旅行業者の企画旅行催行区域制限の緩和(概要)

・旅行業法における催行区域の特例対象地域として、協議の結果、草原を活用した新たな旅行商品を第三種旅行業者が取り扱えるようになった。

(規制所管府省(観光庁)の評価(参考意見))

・まだ特例の活用実績はないが、現在特例の活用に向けて、商品を造成中とのこと。今後も商品の造成・実施状況をフォローしたい。

専門家による評価の平均値

3.0

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.7

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.0

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

3.5

- ・概ね順調な実績値を示しており、放牧牛の預託、牧野の貸し借り等、畜産的利用の工夫がなされ、阿蘇ならではの循環型営農形態を展開している点が評価できる。
- ・阿蘇地域の草原景観は、日本国内でも希少性の高いものであり、着地型観光の推進や地域独自の取組みをより活発化してもよいと思われる。
- ・草原再生募金については、例えばふるさと納税との一体化など、工夫を凝らして募金を集めることが求められる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.5

評価結果

I、II及びⅢを平均して算出 $(3.9+3.2+3.5)/3=3.5$

3.5

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。